

問28 審査官との面接等のための代理権の証明（特）

出願の代理人でなければ審査官と面接することができないのでしょうか。

答： 審査官との面接等は、代理人又は復代理人でなければできませんが、出願の代理人又は復代理人として選任されている必要はありません（代理人選任届又は復代理人選任届（代理人受任届又は復代理人受任届）の提出は必須ではありません。）

したがって、審査官との面接等のみ行うのであれば、面接の都度、出願番号の記載のある委任状（※注）を持参すれば足ります。また、既に特許庁に包括委任状が提出されている場合には、包括委任状を援用する旨を事前に審査官に連絡し、面接時に包括委任状番号を審査官に伝えてください（審査官との面接についての詳細は「調整課面接審査管理専門官（内線3114）」までお問い合わせください。）。

なお、面接等に際し新たに代理人又は復代理人を選任する場合には、別途代理人選任届等の提出が必要です。その際には、「特許出願に関する手続」についての委任が必要ですので、「審査官との面接等に関する」委任のみの委任状は使用できません。

※注……復代理人の方は、復代理人としての委任状①に加えて、当該復代理人を選任した代理人が復任権（復代理人を選任する権利）を有することを示す委任状②の提出も必要となります。ただし、②の委任状は、既に包括委任状が提出されている場合は不要ですので、①の委任状に包括委任状番号を記載したものを提出してください。